

会 議 録

会議名 (審議会等名)	相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 第24回特定個人情報保護評価専門部会		
事務局 (担当課)	総務局情報公開・文書管理課情報公開班 電話（直通）042-769-8331		
開催日時	令和8年7月17日（金） 午前10時00分～午前10時50分		
開催場所	会議室棟2階 第3会議室		
出席者	委 員	2人（別紙のとおり）	
	その他	10人（市民税課総括副主幹、同副主幹2名、同主査、同主事、資産税課総括副主幹、同主任、同主事2名、DX推進課主査）	
	事務局	3人（情報公開・文書管理課長、同総括主幹、同主査）	
公開の可否	☐ 可 ☒ 不可 ☐ 一部不可	傍聴者数	—
公開不可・一部不可の場合は、その理由	審議内容が相模原市情報公開条例第7条第5号に該当することから、相模原市審議会等公開基準第2条第1項第1号に基づき、非公開		
議 題	1 諮問事案に係る調査審議について (1) 地方税・森林環境税事務に関する特定個人情報保護評価について 2 その他		

議 事 の 要 旨

1 諮問事案に係る調査審議について

(1) 地方税・森林環境税事務に関する特定個人情報保護評価について

実施機関である市民税課、資産税課から、資料に基づいて説明があった後、質疑応答が行われた。

(樋笠委員) 課税情報ファイル (e L T A X) の特定個人情報の保管・消去におけるリスク 3 の消去手順の内容に関する記載方法について、「廃棄する。」と「廃棄 (ディスクから削除する) する。」とあり、運用とシステムの措置のそれぞれにおいて記載が異なっている。同じエクセル内だと、廃棄という言葉の意味が異なってしまうので、括弧を取った方がよい。厳密には、破棄の方法についてではなく、廃棄の方法についての説明のため、「廃棄の方法は溶解、又は削除する。」といった記載にすれば良い。

次にⅣ その他のリスク対策における従業員に対する教育・啓発に関してであるが、教育啓発を行うとか、研修の実施という言葉がたくさん出てくるが、何が教育で何が啓発なのか不明確であるので具体的に記載すべきである。例えば、研修することが教育だと思うので、「研修等の教育を行う。」のような表現に変え、啓発に関しては「回覧や自己啓発をすることによる啓発を行う。」とするのが良いと思う。

次にⅢプロセスにおけるリスク対策についてであるが、色々な箇所に I D ログを取得していることの記載があるが、ログをとっている事実がある中で、業務とは違うものを取ろうとした履歴を含めて全部管理されているということ、その権限を有する方に周知するという話と、月次の棚卸しでログ内容を確認し、周知するというのを入れておく方が、実際の運用として良い。担当者に通知する仕組みになっていますとか、ログを取るだけじゃなく、ログをとって、それは取られていることを権限を有する方に伝えているし、変な使い方をして人がいた時に、ログを取るだけで確認がないと意味がないので、1ヶ月に1回ログを確認して、周知するというのが、より抑止になると思う。ただし、運用自体に問題があるという意味では全くなく、記載に関しての指摘と捉えてもらえればと思う。

最後に、再委託による特定個人情報の適切な取扱いの確保に関する部分ですが、原則は再委託しないことを前提に、やむを得ない場合に再委託するという書きぶりであることは理解している。委託の場合、色々なセキュリティチェックを行い、国際規格の認証、取得状況とか、監査の状況を鑑みて選定するとあるため、再委託だけ緩い監督となってしまうともったいないので、やむを得ない場合の再委託についても、委託と同様の監査等を行うことが望まれる。一般論としても、再委託先での情報漏えいリスクを考えると、元々の選定が厳しく、再委託先にも同じような厳しさを求めるという姿勢を、文章中に表した方がい

い。監督義務だけでなく選定基準についても一言加え、その選定基準をどのように鑑みて選定したという文言を入れた方が、安心であると思う。これで以上となります。

(資産税課) 一つ目にいただいた保存文書の破棄に関するご意見については、先ほどお伺いしたような形で、文書の書きぶりを上下で揃えるような形で修正させていただければと思います。

次に研修等に関する事だと思いますが、研修部分のタイトルが、教育啓発というふうな並びになっている文書のところが、どちらが教育でどちらが啓発になっているか、分かりにくくなっているとのこと指摘でした。研修に関する事は①にまとめ、研修等の教育を行うという形で一括りにする、②は啓発のみの記載にして、啓発を行うという形で修正をさせていただきます。

次にログに関して、そのログを取る記載で終わっているという部分については現時点でe L T A Xでは、月次点検がまだできていない状況であり、取得はしているが、点検までは実施していない状況であるため、どのように点検していくかを検討させていただければと思います。基幹システムの点検は既に実施済みのため、ちょっと書きぶり変えるような形で修正させていただきます。

最後にいただいた、再委託の際に通常の委託と同じような情報セキュリティーマネジメントシステム、国際規格の認証取得状況を踏まえることについてですが、再委託するとなった場合は委託先から申請をしてもらおうと全庁的になっており、再委託先の社名や従業員などを申請により提出することになっているため、申請があったときに、きちんと委託先と同じように、再委託先が条件を満たすかどうかをチェックした上で、承認するという事務手続きの流れに沿って評価書に記載をしています。意見を踏まえて修正をさせていただければと思います。

(慎重委員) 教育などに関しては、過去の点検でも指摘がありましたように、もう少し具体的に記載するとよいと思う。再委託に関しても、市と委託先では、正式な契約を締結していることが分かるが、再委託となるとその間の責任が不明確となるため、市として状況を適切に把握しておくことが重要である。

しきい値判断の記録に関して、取扱者数が500人未満になっているが、実数は492である。この数値が急に変更となるケースは想定されるのか。少し取扱者が増えるだけで500人を超えてしまう可能性があるが。

(資産税課) 各課・機関の職員数などが記載されているため、実数の変動は多少あると思うが、集計時点の実数を記載しています。

(慎重委員) システムの開発に関しては、市が開発するものではなく、国等の機関が開発したシステムを導入して使用するものか。

(資産税課) e L T A Xと言って地方税共同機構という組織団体があり、当該団体が通知I F Sや地方税外部連携システムを開発しています。

(慎委員) 中間サーバーや LGWAN を使用する仕組みに変更はないか。

(資産税課) そのあたりの取扱いに関しての変更はありません。

(市民税課) 繋がるシステムの改修であるため、新規に生じるリスクは無いと考えています。ネットワーク経由に関する変更はなく、システムを新規に追加するものです。

(慎委員) 再委託について、委託から再委託があるとの記載があったが実際に再委託をするケースがあるのか。

(市民税課) 再委託の項目がなければなしと記載している。原則として再委託がある場合を想定して評価書の記載をしている。再委託すると、取扱者が増えるため、しっかりと教育する必要があると考えている。紙データを電子化することはよくあり、それをパンチ化する委託業務はある。そのうえで評価書を作成している。

(慎委員) 再委託先はしっかり認証を受けた業者を選定することが望ましい。教育は重要で仮に情報が漏えいした場合は直ぐに把握できる状況にしておくことが大切である。委託で想定されるデータの取扱い件数はどの程度か。

(市民税課) 相模原市の人口が 70 万人以上なので課税者が対象となると、30 から 40 万件程度の規模となる。

※資産税課からの回答

①Ⅲプロセスにおけるリスク対策 リスク 3 のログの管理

e L T A X の部分に「定期的に画面参照するとともに、各事務担当部署内の職員へ定期的に確認を取っている旨を周知することで、」の文言を追記する。

以 上

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会
 特定個人情報保護評価専門部会 委員出欠席名簿
 (令和8年7月17日開催)

	氏 名	所 属 等	出欠席	備 考
1	慎 祥揆	東海大学情報理工学部 コンピュータ応用工学科教授	出席	部会長
2	樋笠 堯士	多摩大学経営情報学部准教授	出席	副部会長
3	川島 邦文	弁護士	欠席	